

令和4・5年度 糸魚川市建設工事入札参加資格審査申請要領

令和3年12月
糸魚川市

令和4・5年度において、糸魚川市が行う建設工事（ガス水道事業を含む。）の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする方は、糸魚川市建設工事入札参加資格審査規程（平成17年告示第10号）、糸魚川市ガス水道局競争入札参加資格審査規程（平成17年ガス水道局告示第10号）及びこの要領に定めるところにより、競争入札等に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）の審査（以下「資格審査」という。）の申請を行ってください。

【目 次】

<u>第1 申請方法</u>	ページ
1 参加資格の有効期間	1
2 申請書受付期間	1
3 提出先及び提出方法等	1
4 申請書の入手先	1
5 提出及び問合せ先	2
6 参加資格の種類（建設工事の種類）	2
7 資格審査申請をすることができる方	2
8 提出書類等	5
9 定期申請に係る申請書等提出後、令和4年2月14日までの間に新しい総合評定値通知書が送られてきた場合等の取扱い	12
10 新たに経営事項審査を受けた場合の取扱い	13
11 入札参加資格の格付け等に係る留意点	13
12 参加資格の追加申請（業種追加）をする場合	14
13 申請内容に変更等があった場合	15
<u>第2 記入方法</u>	
1 建設工事入札参加資格審査申請書【様式第1号】	16
2 営業所（主たる営業所を除く）一覧表【様式第2号】	19
3 技術職員数等に関する書類【様式第3号】	20
4 舗装機械の所有状況に関する書類【様式第4号】	21
5 技術職員数一覧【様式第5号】	22
6 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書【様式第6号】	25
別紙1 國土交通大臣・都道府県知事コード表	26
別紙2 業種区分コード表	26

虚偽申請の防止について

糸魚川市建設工事入札参加資格審査規程第11条の規定により、提出した書類に事実と異なる記載をした場合は、参加資格の取消し又は評点の減点若しくは格付の降級となることがありますので、くれぐれも御留意ください。

第1 申請方法

1 参加資格の有効期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日までです。

(令和4年4月1日以降に行う随時申請の場合は、入札参加が認められた日から有効期間が始まります。)

2 申請書受付期間

令和4年1月14日（金）～令和4年2月14日（月） ※当日消印有効

(土・日・祝日を除く8時30分～17時15分)

(随時申請は、令和4年4月1日から行うことができます。ただし、申請書等を提出できる日は、糸魚川市の休日を定める条例第2条に規定する休日を除きます。)

3 提出先及び提出方法等

提出先	糸魚川市役所 総務部財政課管財係（市役所庁舎4階） (〒941-8501 新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号)
提出部数	申請書等の提出部数は <u>1部</u> です。 ・申請書等は p. 5. 8 提出書類等に記載してある①～⑯の順に、A4横判は上綴じ、A4縦判は左綴じとなるよう綴じ紐又はホチキスにより綴って提出してください。（綴用のファイルはつけないでください。）
提出方法	<u>郵送 又は 持参</u> により提出してください。 ・郵送の際、封筒表面に「令和4・5年度建設工事入札参加資格審査申請書在中」と朱書きしてください。 ・新型コロナウイルス感染症予防のため、 <u>郵送による申請にご協力をお願いします。</u> ・受理書が必要な場合は、返信用封筒又は返信用はがき（返信先住所等を明記し、切手を貼付）を同封してください。 ・申請書類を持参しても、その場での審査は行いません。書類の受領のみとなります。

※申請後、不足書類等がある場合は連絡をします。書類に不備がない限りは、受理・登録し、令和4年4月以降に糸魚川市ホームページで公表します。

4 申請書の入手先

申請書は、糸魚川市ホームページからダウンロードしてください。

糸魚川市ホームページアドレス：<http://www.city.itoigawa.niigata.lg.jp/>

糸魚川市ホームページ掲載先：行政情報>契約・入札・発注>入札参加資格審査申請>工事・建設コンサルタント>令和4・5年度建設工事等
入札参加資格審査申請

5 提出及び問合せ先

建設工事の入札参加資格審査申請書の提出に関する問い合わせは、下記へお願いします。

〒941-8501

新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号

糸魚川市役所 総務部財政課管財係

TEL 025-552-1511 (内線 2445・2446)

FAX 025-552-1090

メール zaisei@city.itoigawa.lg.jp

6 参加資格の種類（建設工事の種類）

- | | | |
|--------------------|--------------|--------------|
| 1) 土木一式工事 | 11) 鋼構造物工事 | 21) 熱絶縁工事 |
| 2) 建築一式工事 | 12) 鉄筋工事 | 22) 電気通信工事 |
| 3) 大工工事 | 13) 舗装工事 | 23) 造園工事 |
| 4) 左官工事 | 14) しゅんせつ工事 | 24) さく井工事 |
| 5) とび・土工・コンクリート工事 | 15) 板金工事 | 25) 建具工事 |
| 6) 石工事 | 16) ガラス工事 | 26) 水道施設工事 |
| 7) 屋根工事 | 17) 塗装工事 | 27) 消防施設工事 |
| 8) 電気工事 | 18) 防水工事 | 28) 清掃施設工事 |
| 9) 管工事 | 19) 内装仕上工事 | 29) 法面処理工事※1 |
| 10) タイル・れんが・ブロック工事 | 20) 機械器具設置工事 | 30) 解体工事 |

※1 糸魚川市では、新潟県の取り扱いと同様に建設業法の許可業種（29業種）に加え、とび・土工・コンクリート工事から分離して「法面処理工事」の登録を受け付けておりますのでご注意ください。

7 資格審査申請をすることができる方

- (1) 資格審査申請をすることができる方は、次に掲げる事項のいずれにも該当しない方です。
- ア 建設業法第3条第1項の規定により建設業の許可を受け、その建設業の許可を受けて営業した期間が1年に満たない者。（主たる営業所以外の営業所（以下「支店等」という。）に契約締結権限を委任する場合は、委任を受ける支店等が建設業の許可を受けて営業した期間が1年に満たない者。）
- イ 資格審査を申請しようとする建設工事について、建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者。
- ウ 資格審査を申請しようとする建設工事について、建設業法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者。
- エ 地方自治法施行令第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者。
また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とします。
- オ 資格審査を申請しようとする建設工事について、経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日の直前3年の各事業年度のいずれの事業年度にも完成工事高を有しない者。
- カ 建設業法の規定により営業の停止を命じられ、その停止期間が経過しない者。

- キ** 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者。
- ク** 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。
- ケ** 暴力団員であると認められる者。
- コ** 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者。
- サ** 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者。
- シ** 法人であって、その役員（その支店等の代表者を含む。スにおいて同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの。
- ス** 法人であって、その役員のうちにケからサまでのいずれかに該当する者があるもの。
- セ** 糸魚川市の市税、新潟県の県税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税のいずれかについて、滞納がある者。
- ソ** 次の(ア)から(ウ)までに掲げる届出のいずれかを行っていない者（当該届出を行うことを要しない者を除く。）。
- (ア)雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (イ)健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (ウ)厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(2) 次に掲げる国家資格者等が、p. 13 「11 入札参加資格の格付け等に係る留意点」の各業種の最低等級（土木一式工事はD級、建築一式工事はE級、電気・管工事はC級、舗装工事はB級）の技術職員数の要件を満たさない者（総合評点通知書の審査基準日現在で要件を満たさない者）は、該当の工事（土木一式、建築一式、電気、管、舗装）について資格審査申請をすることができません。

工事の種類	国家資格者の種類
土木一式 工事	1級技術職員：一級建設機械施工技士、一級土木施工管理技士、技術士のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とする者に限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とする者に限る。）とする者 2級技術職員：一級建設機械施工技士補、一級土木施工管理技士補、二級建設機械施工技士、二級土木施工管理技士（種別を「土木」とするものに限る）
建築一式 工事	1級技術職員：一級建築施工管理技士、一級建築士 2級技術職員：一級建築施工管理技士補、二級建築施工管理技士（種別を「建築」とするものに限る。）、二級建築士
電気工事	1級技術職員：一級電気工事施工管理技士、技術士のうち技術部門を建設部門又は電気電子部門、又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とする者 2級技術職員：一級電気工事施工管理技士補、二級電気工事施工管理技士、第一種電気工事士、第二種電気工事士で電気工事に関し実務経験3年以上、電気主任技術者（第一種、第二種及び第三種）で電気工事に関し実務経験5年以上、建築設備士で電気工事に関し実務経験1年以上及び計装で電気工事に関し実務経験1年以上の者
管工事	1級技術職員：一級管工事施工管理技士、技術士のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る。）上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」、又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものに限る。）とする者 2級技術職員：一級管工事施工管理技士補、二級管工事施工管理技士、給水装置工事主任技術者で管工事に関し実務経験1年以上、職業能力開発促進法による技能検定のうち、検定職種を一級の冷凍空気調和機器施工、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、配管（科目選択を「建築配管作業」とするものに限る、以下同じ。）、配管工若しくは建築板金（科目選択を「ダクト板金作業」とするものに限る。以下同じ。）とするものに合格した者又は検定職種を二級の冷凍空気調和機器施工、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、配管、配管工若しくは建築板金とするものに合格した後、管工事に関し3年以上（ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上）の実務経験を有する者、建築設備士で管工事に関し実務経験1年以上、計装で管工事に関し実務経験1年以上の者
舗装工事	1級技術職員：一級建設機械施工技士、一級土木施工管理技士、技術士のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「建設部門」とするものに限る。）とする者 2級技術職員：一級建設機械施工技士補、一級土木施工管理技士補、二級建設機械施工技士、二級土木施工管理技士（種別を「土木」とするものに限る。）

8 提出書類等

◎：必ず提出してください。（記入すべき事項がない場合でも、白紙のまま提出してください。）

△：該当がある場合、提出してください。

×：提出する必要はありません。

申請書、申出書及び添付書類	市内建設業者 ※2	市外建設業者 ※2	備 考
① 提出書類等チェック表	◎	◎	・申請書、申出書及び添付書類に漏れがないかチェックするための表です。提出前に必ずチェックをお願いします。（申請者において、提出必要な書類には「✓」を記入してください。）
② 建設工事入札参加資格審査申請書【様式第1号】	◎	◎	
③ 営業所（主たる営業所を除く）一覧表【様式第2号】	△	△	・糸魚川市との建設工事請負契約締結権限を支店等に委任する場合のみ記入し、提出してください。（委任しない場合は提出不要。） ・記入する支店等は、1か所とします。 ・主たる営業所の部内委任の場合は、記入する必要はありません。
④ 委任状	△	△	・糸魚川市との建設工事請負契約締結権限を支店等に委任する場合のみ記入し、提出してください。（委任しない場合は提出不要。） ・委任を受ける方（受任者）が主たる営業所の部内委任以外の場合は、その受任者は、支店等の代表者であることとします。 ・支店等に委任できる業種の範囲は、支店等の建設業の許可業種の範囲とします。なお、入札参加希望業種に支店等の許可以外の業種がある場合は、その業種は主たる営業所での登録となります。
⑤ 建設業許可申請書別紙2（営業所一覧表）の写し	△	△	・糸魚川市との建設工事請負契約締結権限を支店等に委任する場合のみ記入し、提出してください。（委任しない場合は提出不要。）
⑥ 技術職員数等に関する書類【様式第3号】	◎	◎	・土木一式等工事の技術職員数の補正は、⑩の審査基準日における技術職員数が経営事項審査の記載と異なる者※3の要件を満たす場合のみ、技術職員数の補正を希望することができます。補正を希望する場合には、【様式第5号】を提出するとともに、確認資料の提出が必要となります。 ・1級舗装施工管理技術者の欄に技術職員数を記入した方は、その資格者証の写し及びその者が雇用されていることを証する書類等（雇用保険資格取得等確認通知書又は被保険者証、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、賃金台帳など）を提出してください。（2名以上記入した方は、うち1名以上の資格者証及び書類等を提出してください。） ・建退共等加入の有無欄に「1」を記入した方は、加入証明書等を提出してください。 ・建災防協会加入の有無欄に「1」を記入した方は、加入証明書等を提出してください。
⑦ 舗装機械の所有状況に関する書類【様式第4号】	△	△	・「舗装」申請者のみ提出してください。

⑧ 技術職員数一覧 【様式第5号】	△	△	・⑩の審査基準日における技術職員数が経営事項審査の記載と異なる者※3の要件を満たす者で、かつ、⑥の【様式第3号】において当該業種の技術職員数の補正を希望する者のみ提出してください。
⑨ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書【様式第6号】	◎	◎	
⑩ 経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書(以下「総合評定値通知書」という。)の写し	◎	◎	・審査基準日が令和2年7月15日以降であり、かつ有効な総合評定値通知書であることが必要です。(該当する通知書が2以上ある場合は、そのうちの最新のものを提出してください。以下同じ。) 随時申請の場合は、申請をしようとする日の1年7か月前の日以降の総合評定値通知書であることが必要です。 ※15 ・当該通知書で雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況のいずれかが「無(未加入)」となっている場合は⑫及び⑬の提出が必要です。
⑪ 工事種類別完成工事高の写し(経審別紙一)	◎	◎	・経営事項審査の申請を行った時の工事種類別完成工事高(経審別紙一)の写しを提出してください。 ・計算基準の区分が2年平均の場合は、p.2「7資格審査申請をすることができる方(1)才」を確認するため、前回の工事種類別完成工事高(経審別紙一)の写しも提出してください。
⑫ 雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入の届出を行ったことを確認することができる書類の写し	△	△	<u>⑩において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況のいずれかが「無(未加入)」となっている場合で、審査基準日以降に加入の届出を行った者のみ</u> 、以下の書類を提出してください。 当該書類により未加入でなくなったことが確認できた場合に限り、資格審査申請を行うことができます。 (1)健康保険・厚生年金保険が「加入」となった場合は次の書類のいずれかを提出してください。 ・申請時の直近1か月分の領収証書の写し ・標準報酬決定通知書の写し ・被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し ・健康保険・厚生年金保険新規適用届(年金事務所の受領印のあるもの)の事業主控えの写し (2)雇用保険が「加入」となった場合は次の書類のいずれかを提出してください。 ・申請時の直前の労働保険概算・確定保険料申告書の写し ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し ・雇用保険適用事業所設置届(ハローワークの受領印のあるもの)の事業主控えの写し
⑬ 適用除外申告書【様式第14号】等	△	△	<u>⑩において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況のいずれかが「無(未加入)」となっている場合で、審査基準日以降に適用除外となった者のみ</u> 、当該書類に適用除外となった事実を証する書類を添付して提出してください。 当該書類により未加入でなくなったことが確認された場合に限り、資格審査申請を行うことができます。
⑭-1 建設業以外の新分野に進出していることを証する書類	△	△	・新分野進出主觀点希望者のみ提出してください。 ※4
⑭-2 障害者雇用状況報告書の写し等	△	△	・社会貢献活動等の状況のうち障害者の雇用状況に係る主觀点希望者のみ提出してください。 ※5

⑯-3 ハッピー・パートナー企業登録証の写し等	△	△	・社会貢献活動等の状況のうち男女共同参画の推進状況に係る主観点希望者のみ提出してください。 ※6
⑯-4 消防団協力事業所認定状況確認書	△	×	・糸魚川市内に本店または支店を有する建設業者の方で、社会貢献活動等の状況のうち糸魚川市消防団協力事業所の認定状況に係る主観点希望者のみ提出してください。 ※7
⑯-5 インターンシップ等の受け入れに関する証明書 【様式第15号】	△	×	・糸魚川市内に本店または支店を有する建設業者の方で社会貢献活動等の状況のうち就業体験(インターンシップ)又は職場体験(デュアルシステム)に関する機会に提供状況に係る主観点希望者のみ提出してください。 ※8
⑯-6 健康づくりの取組の推進状況を証する書類	△	△	・社会貢献活動等の状況のうち健康づくりの取組の推進状況に係る主観点希望者のみ提出してください。 ※9
⑯-7 マイナンバーカードの取得又は交付申請の状況に関する誓約書【様式第17号】	△	△	・社会貢献活動等の状況のうちマイナンバーカードの取得又は交付申請の状況に係る主観点希望者のみ提出してください。 ※10
⑯-8 協力雇用主としての登録に関する証明書	△	△	・社会貢献活動等の状況のうち協力雇用主の登録状況に係る主観点希望者のみ提出してください。 ※11
⑯-9 若年者雇用状況申告書等【様式第16号】	△	×	・糸魚川市内に本店または支店を有する建設業者の方で若年者の雇用状況に係る主観点希望者のみ提出してください。 ※12
⑯-10 Made in 新潟新技術普及・活用制度による登録通知書又は結果通知書の写し	△	△	・Made in 新潟新技術普及・活用制度の登録及び活用の状況に係る主観点希望者のみ提出してください。 ※13
⑰ 糸魚川市の納税証明書又は市税納税状況確認承諾書	◎	△	・市外建設業者の方は、糸魚川市に納税義務がある方のみ提出してください。 ・納税証明書は、次の書類になります。 法人：申請日直前までに納期限が経過した事業年度の納税証明書 個人：申請日直前の年度の納税証明書 ・市税の納税証明書の交付を受ける場合は、窓口で「令和4・5年度入札参加資格審査申請用」と告げてください。 ・納税証明書は写しを可としますが、証明年月日が申請書提出日以前3か月以内のものを提出してください。 ・市担当者が市税の納税状況を確認することを承諾する場合は、「市税納税状況確認承諾書」を提出してください。(納税証明書の提出は不要) ・確認の結果、市税の未納があった場合は、入札参加資格申請は取り消しとなります。
⑱ 新潟県の納税証明書(未納がないことの証明書用)	◎	△	・市外建設業者の方は、新潟県に納税義務がある場合のみ提出してください。 ・納税証明書は写しを可としますが、証明年月日が申請書提出日以前3か月以内のものを提出してください。
⑲ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(未納がないことの証明書用)	◎	◎	・納税証明書は、次の書類になります。 法人：法人税と消費税及び地方消費税用は、納税証明書「その3の3」 個人：所得税と消費税及び地方消費税用は、納税証明書「その3の2」 ・納税証明書は写しを可としますが、証明年月日が申請書提出日以前3か月以内のものを提出してください。

⑯ 資本関係・人的関係に関する調書（市内業者のみ）	◎	×	・資本関係・人的関係にある会社について記入してください。 ※14
⑰ 糸魚川市指定ガス供給施設工事事業者承認証及び糸魚川市指定給水装置工事事業者証の写し	△	△	・ガス・水道管工事への入札参加を希望される方は、承認期間内の承認証又は事業者証の写しを提出してください。

※2 「市内建設業者」とは、糸魚川市内に営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所をいいます。）のうち主たる営業所が所在する建設業者をいい、「市外建設業者」とは、市内建設業者以外の建設業者をいいます。（以下同じ。）

※3 経営事項審査での技術職員の資格要件の重複計上の制限（2業種まで）の取扱いと市の取扱い（制限なし）の違いにより、審査基準日（令和4年2月14日）現在の1、2級技術職員数と総合評定値通知書に記載の1、2級技術職員数との差異が生じる場合、次の書類を提出してください。

- (1) 経営事項審査を行ったときの「技術職員名簿」
- (2) 技術職員数一覧【様式第5号】に記載した業種ごとの職員の資格者証等（実務経験を証明する必要がある場合は、建設業許可の実務経験証明書（建設業許可申請書（様式第9号））の写し。（資格者証等は、同一の資格であっても業種ごとに提出し、どの業種に関するものか分かるよう、付箋・インデックス等を付けてください。）

※4 新分野進出

日本標準産業分類で建設業以外の分野（大分類を異にする事業）～進出し、令和2年1月1日から令和3年12月31日まで（以下「対象期間」という。）の間に500万円以上の支出（対象期間以前に開始した新分野の事業については対象期間中に行った追加投資等の新たな支出（事業継続のための必要経費の支出は除く）に限る）を行った新分野進出主觀点希望者は、新分野進出の形態に応じて、下表の書類を提出してください。（新分野進出「有」と認められた業者には、新分野進出による加点から2年を経過する日が属する入札参加資格の有効期限まで主觀点を20点付与します。）

自らの会社での進出	新会社設立（単独又は共同出資）
① 定款（個人事業主の場合は不要）	① 新分野に進出した新会社の登記事項証明書（写し可） ② 新分野に進出した新会社の定款（個人事業主の場合は不要）
② 次に掲げる新分野に進出した日及び事業内容を証する書類（いずれか一つ） ・株主総会、取締役会等の議事録の写し ・該当の新分野に進出したことを取り上げた新聞記事等 ・企業紹介パンフレット等	③ 次に掲げる新分野に進出した日及び事業内容を証する書類（いずれか一つ） ・株主総会、取締役会等の議事録の写し ・該当の新分野に進出したことを取り上げた新聞記事等 ・新会社の企業紹介パンフレット等
③ 500万円以上支出したことを証する次の書類の写し（いずれか一つ） ・契約書、領収書、振込通知書等 ・その他、現金出納帳等支出したことが確認できるもの	④ 500万円以上支出したことを証する次の書類の写し（いずれか一つ） ・契約書、領収書、振込通知書等 ・その他、現金出納帳等支出したことが確認できるもの

※5 障害者雇用

次の①②のいずれかに当てはまる障害者雇用に係る主観点希望者は、下表の書類を提出してください。（障害者雇用「有」と認められた場合は主観点を10点付与します。）

① 資格審査申請日直前の6月1日現在において、雇用状況報告義務があり（常用労働者数から除外率により除外すべき労働者を控除した数が43.5人以上の者をいう。）、法定雇用率（2.3%）を満たす数を超える数の障害者を雇用している者

特例子会社制度及び企業グループ適用（関係会社特例）、事業協同組合等算定特例（特定事業主特例）又は企業グループ算定特例（関係子会社特例）の適用を受けた場合は、特例適用後の障害者の実雇用者数が法定雇用率を満たす数を超えていれば、足りるものとする。

② 資格審査申請日直前の6月1日現在において、雇用状況報告義務はないが資格審査申請日現在において1人以上の障害者を雇用している者

① 雇用状況報告義務がある者	② 雇用状況報告義務がない者
<p>障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項及び同法施行規則第8条に規定する障害者雇用状況報告書の写しを提出してください。</p> <p>なお、合併等による新設会社のため、資格審査申請日現在、まだ当該報告書の提出を行っていない方については、合併前のそれぞれの会社（常用労働者数から除外率により除外すべき労働者を控除した数が43.5人以上）における当該障害者雇用状況報告書の写しを提出してください。</p>	<p>雇用している障害者の方の障害者手帳の写し及びその者が雇用されていることを証する以下のいずれかの書類の写しを提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書・雇用保険被保険者証・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書・賃金台帳 など

※6 男女共同参画の推進

新潟県のハッピー・パートナー企業として登録し、かつ、下表の①～④に該当する男女共同参画の推進状況に係る主観点希望者は、ハッピー・パートナー企業登録証の写しとともに下表の書類を提出してください。

（①～④でそれぞれ5点、主観点を付与します。）

項目	提出書類
① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局へ提出した者	・都道府県労働局に提出した「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」（労働局の受付印あり）の写し
② 経営事項審査の審査基準日現在において、女性技術者（主任技術者となる資格を有する者）を1名以上雇用している者	・経営事項審査の申請の際に添付した技術職員名簿の写し ・健康保険被保険者証等の写し（性別が確認できる書類）
③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局へ提出した者	・都道府県労働局に提出した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「一般事業主行動計画」（労働局の受付印あり）の写し
④ 資格審査申請日現在において、以下のいずれかを整備している者 ・新潟県子育て有給休暇制度創設奨励金交付要綱別表の要件を満たす子育てに関する有給休暇制度 ・新潟県妊娠・出産関連有給休暇制度創設奨励金交付要綱別表の要件を満たす妊娠・出産に関する有給休暇制度	・新潟県（福祉保健部少子化対策課）が発行する「子育て又は妊娠・出産関連有給休暇制度整備に関する証明書【第17号様式】」の写し

※7 消防団協力事業所の認定

糸魚川市内に本店または支店を有する建設業者の方で、資格審査申請日現在において、糸魚川市の消防団協力事業所表示制度に基づき、消防団協力事業所に認定されている当該主観点希望者は、消防団協力事業所認定状況確認書を提出してください。(消防団協力事業所認定「有」と認められた場合は主観点を10点付与します。)

※8 就業体験又は職場実習に関する機会の提供

糸魚川市内に本店または支店を有する建設業者の方で、令和2年1月1日から令和3年12月31日の間に、高校生以上の生徒・学生（専門学校の生徒・学生を含む）を対象とした、就業体験（インターンシップ）又は専門の実践的な技術及び技能の習得を目指す職場実習（デュアルシステム）の受入れを、糸魚川市内の営業所で行った当該主観点希望者は、学校等が発行するインターンシップ等の受入れに関する証明書【様式第15号】を提出してください。(就業体験又は職場実習に関する機会の提供「有」と認められた場合は主観点を10点付与します。)

*学校への依頼にあたっては別紙証明書発行依頼文を必要に応じて御活用ください。

※9 にいがた健康経営推進企業に関する登録

資格審査申請日現在において、にいがた健康経営推進企業登録事業実施要領に基づくにいがた健康経営推進企業に登録されている当該主観点希望者は、にいがた健康経営推進企業登録証の写しを提出してください。(健康づくりの取組の推進状況「有」と認められた場合は、主観点を5点付与します。)

※10 マイナンバーカードの取得又は交付申請の状況

令和3年12月31日現在において、従業者（*）のうち、マイナンバーカードを取得した者と交付申請した者の合計人数の割合が70%以上（小数点以下切捨て）である当該主観点希望者は、マイナンバーカードの取得又は交付申請の状況に関する誓約書【様式第17号】を提出してください。(マイナンバーカードの取得又は交付申請の状況「有」と認められた場合は主観点を5点付与します。)

*「従業者」とは、雇用期間に定めのない常勤職員（法人の常勤役員及び個人事業主を含む。）に限ります。

※11 協力雇用主としての登録

令和3年12月31日現在において、協力雇用主（*）として新潟保護観察所に登録されている当該主観点希望者は、新潟保護観察所が発行する協力雇用主としての登録に関する証明書を提出してください。(協力雇用主の登録状況「有」と認められた場合は主観点を5点付与します。)

証明書の発行にあたっては、新潟保護観察所のホームページから申請書をダウンロードし、新潟保護観察所に提出してください。

新潟保護観察所ホームページ

http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_k_niigata_niigata.html

※証明書発行に関する問い合わせ先

新潟保護観察所

住所：〒951-8104 新潟市中央区西大畠町5191 新潟地方法務総合庁舎

電話：025-222-1531

*「協力雇用主」とは、犯罪や非行を起こした刑務所出所者等の自立及び社会復帰のため、それらの人を雇用し、更生に協力する事業主のことをいいます。

◎ 「障害者雇用」、「男女共同参画推進」、「消防団協力事業所の認定」、「就業体験又は職場実習に関する機会の提供」、「健康づくりの取組」、「マイナンバーカードの取得又は交付申請の状況」及び「協力雇用主の登録」は、「社会貢献活動の状況に係る主観点」の一項目として位置づけられています。個々の主観点として付与される評点は各 5 ~ 20 点ですが、「社会貢献活動の状況に係る主観点」として付与される評点は 30 点が限度となります。(個々の主観点の全てに該当したとしても、社会貢献活動の状況に係る主観点として付与される評点は 30 点です。)

※12 **若年者雇用**

糸魚川市内に本店または支店を有する建設業者の方で、平成 30 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日の間に糸魚川市内の営業所で若年者（採用時 30 歳未満の者をいいます。以下同じです。）を雇用期間の定めのない常勤職員（*1）として新たに採用（*2）し、かつ、当該者を資格審査申請日まで継続して雇用し、かつ、当該者が資格審査申請日現在において糸魚川市内の営業所に勤務している若年者雇用に係る主観点希望者は、若年者雇用状況申告書【様式第 16 号】及び下記添付書類を提出してください。（若年者雇用「有」と認められた場合は主観点を 20 点（当該者が技術者又は技能労働者の場合は 30 点）を付与します。）

- * 1 「雇用期間の定めのない常勤職員」とは、パートタイマー、アルバイト、日雇い、法人役員又は個人事業主等を除く正規職員が該当します。
- * 2 「糸魚川市内の営業所で若年者を雇用期間の定めのない常勤職員として新たに採用」とは、若年者を雇用期間の定めのない常勤職員として新たに採用し、採用日（採用通知日ではありません。）現在において、糸魚川市内の営業所に勤務していることをいいます。（採用を行った者は糸魚川市内の営業所でなくても構いません。）

<提出資料>

「若年者雇用状況申告書【様式第 16 号】」に以下の書類（①～③はいずれか 1 つ、④～⑥は必須。⑦及び⑧は該当する場合のみ）を添付の上、提出してください。

- ①健康保険被保険者証の写し[事業所名、資格取得年月日が記載のもの]
- ②健康保険・厚生年金被保険者資格標準報酬決定通知書の写し
- ③健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ④雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ⑤雇用契約書又は労働条件通知書（労働基準法第 15 条）の写し[勤務地、雇用期間の定めのこと及び職種が確認できるもの]
- ⑥賃金台帳又は源泉徴収簿の写し[資格審査申請日の属する月の前月に係る支払分]
- ⑦資格審査申請日現在における勤務地が確認できる出勤簿等の書類の写し[採用日時点と申請日現在の勤務地が異なる場合のみ]
- ⑧資格審査申請日現在における職種が確認できる書類の写し[採用日時点と申請日現在の職種が異なる場合のみ]
※やむを得ない理由により上記①から③の書類を添付できない場合は常勤性を確認できる書類、上記④の書類を添付できない場合は採用日を確認できる書類、上記⑧の書類を添付できない場合は申請日現在における職種を代表者が証明する書類をそれぞれ添付してください。

◎ 「消防団協力事業所の認定」「就業体験又は職場実習に関する機会の提供」「若年者雇用」は、糸魚川市内に本店または支店を有する方のみが対象となります。

※13 Made in 新潟新技術普及・活用制度の登録及び活用

令和2年1月1日から令和3年12月31日の間に、「Made in 新潟新技術普及・活用制度」に新規登録又は活用評価を受けた当該主観点希望者は、下表の書類を提出してください。(①、②でそれぞれ10点、両方とも該当する場合は主観点を20点付与します。)

項目	提出書類
① Made in 新潟新技術普及・活用制度に新規登録したもの	Made in 新潟新技術普及・活用制度による登録通知書の写し
② Made in 新潟新技術普及・活用制度による活用評価を受けたもの	Made in 新潟新技術普及・活用制度による結果通知書の写し

※14 資本関係・人的関係に関する調書

以下に記載の資本関係、人的関係にある会社について記入してください。該当がない場合は、「1 資本関係又は人的関係の有無」の「なし」の欄を丸で囲み提出してください。

市内業者のみ提出してください。内容に変更が生じた場合には、変更後の調書を提出してください。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

9 定期申請に係る申請書等提出後、令和4年2月14日までの間に新しい総合評定値通知書が送られてきた場合等の取扱い

(1) 申請書等を提出してから令和4年2月14日までの間に新しい総合評定値通知書が交付されたときは、当該総合評定値通知書の写しを提出するとともに、次の事項に変更等がある場合は、該当する書類等を提出してください。

ア 技術職員数等に関する書類【様式第3号】

新しく交付された総合評定値通知書の審査基準日における状況で、再度記入のうえ、提出してください。

イ 技術職員数一覧【様式第5号】

p. 5 「8 提出書類等」※3の要件を満たし、技術職員数の補正を希望する方は、新しく交付された総合評定値通知書の審査基準日における状況を記入のうえ提出してください。

※ 入札参加資格者名簿への登録は、令和4年2月14日現在の経営事項審査の結果及び総合評定値(有效かつ最新のもの)により行います。

※ (1)の書類等については、令和4年3月8日までに提出してください。

10 新たに経営事項審査を受けた場合の取扱い

参加資格の有効期間中に新たに経営事項審査を受けた場合は、新しく交付された総合評定値通知書の写しを提出してください。（市内業者に限ります。）

※15 経営事項審査は毎年受けることが義務付けられています。営業年度が終了しましたら、速やかに経営事項審査の手続きを行い、結果通知書の写しを財政課まで提出してください。

なお、新しい結果通知書の提出があっても、令和4・5年度の評点及び格付け（ランク）の変更は行いません。

- ・有効な結果通知書が確認できない場合は、糸魚川市が発注する建設工事の入札に参加することができません。
- ・有効な結果通知書を取得していない状態で契約したことが判明した場合は、契約解除、指名停止等の措置を行います。

11 入札参加資格の格付け等に係る留意点

資格審査申請における技術職員の資格の種類は、p. 2 「7 資格審査申請をすることができる方」(2)に掲げていますが、資格審査後の参加資格の格付けにおける技術職員数の要件は次のとおりですので、技術職員数の記載に漏れがないよう留意してください。

また、格付は参加資格の審査基準日（令和4・5年度建設工事入札参加資格審査の定期申請に係る基準日は令和4年2月14日）の直前に取得した経営事項審査の総合評点値に主観点を加算して得た「総合評点」及び1、2級技術職員数等を基に行いますが、p. 5 「8 提出書類等」※3 の要件を満たし、技術職員数の補正を希望する方が、技術職員数等に関する書類【様式第3号】、技術職員数一覧【様式第5号】によりその内容を提出し、その内容が適当と認められる場合に、補正後の技術職員数に基づいて格付を行うこととします。

格付については、「総合評点」並びに、以下の表の各等級に対応する「1級技術職員数」及び「1、2級技術職員の合計数」のすべての要件を満たしていることが必要です。

なお、総合評点については、令和4・5年度入札参加資格の定期申請に基づく審査結果の取りまとめ後（令和4年3月下旬）に決定しますので、以下の表には記載していません。

○土木一式工事

等級	1級技術職員数	1、2級技術職員合計数
A	5人以上	15人以上
B	2人以上	5人以上
C	1人以上	2人以上
D	—	2人以上

○建築一式工事

等級	1級技術職員数	1、2級技術職員合計数
A	2人以上	5人以上
B	2人以上	3人以上
C	1人以上	2人以上
D	—	2人以上
E	—	1人

※Eランクは、130万円以下の随意契約の場合に選定対象とします。

また、Eランクで名簿登録された者同士で経常共同企業体を結成する場合は、「Dランク」(1級または2級の技術職員が2人以上)として格付けします。

○電気工事 及び 管工事

等級	1級技術職員数	1、2級技術職員合計数
A	2人以上	4人以上
B	1人以上	2人以上
C	—	2人以上

○舗装工事

等級	1級技術職員数	1、2級技術職員合計数
A	5人以上	15人以上
B	1人以上	5人以上

※A級業者の要件として、上表の数の他に（外数として）1級舗装施工管理技術者を1人以上雇用しているものであること。

（1級技術職員：5人+1人=6人以上、1、2級技術職員の合計数：15人+1人=16人以上）

12 参加資格の追加申請（業種追加）をする場合

参加資格の追加申請（業種追加）をする場合は、p. 5 「8 提出書類等」のうち、以下のものを提出してください。

- ① 提出書類等チェック表
- ② 建設工事入札参加資格審査申請書【様式第1号】
- ③ 営業所（主たる営業所を除く）一覧表【様式第2号】※委任する支店等の業種を追加する場合のみ。
- ④ 委任状 ※委任する支店等の業種を追加する場合のみ。
- ⑤ 建設業許可申請書別紙2（営業所一覧表）の写し ※委任する支店等の業種を追加する場合のみ。
- ⑥ 技術職員数等に関する書類【様式第3号】
- ⑦ 舗装機械の所有状況に関する書類【様式第4号】※舗装を業種追加する場合のみ。
- ⑧ 技術職員数一覧【様式第5号】※追加する業種に関して、p. 5 「8 提出書類等」※3 の要件を満たす場合のみ。
- ⑩ 総合評定値通知書の写し ※業種追加申請時の最新かつ有効なもの。
- ⑪ 工事種類別完成工事高（経審別紙一）の写し
- ⑯ 糸魚川市の納税証明書又は市税納税状況確認承諾書
- ⑯ 新潟県の納税証明書（未納がないことの証明書用）
- ⑰ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことの証明書用）
- ⑲ 糸魚川市指定ガス供給施設工事事業者証認証及び糸魚川市指定給水装置工事事業者証の写し
※ガス水道管工事への入札参加を追加する場合のみ

なお、②の建設工事入札参加資格審査申請書の「入札参加を希望する建設工事の種類」の欄には、追加申請する建設工事の種類のみを記載してください。

13 申請内容に変更等があった場合

- (1) 申請書等を提出した後に次に掲げる事項に変更があった場合は、変更等届出書【様式第8号】に必要な書類を添えて、速やかに提出してください。

① 商号又は名称	法人の登記事項証明書又はその写し（登記している者に限る。以下同じ。）
② 営業所の名称、所在地又は電話番号	建設業許可の変更届出書（許可行政庁の受付印等のあるものに限る。以下同じ。）の写し。所在地の変更の場合は、法人の登記事項証明書（又はその写し）でも可。
③ 法人の代表者（又はその氏名）	法人の登記事項証明書（又はその写し）又は建設業許可の変更届出書の写し
④ 代理人（又はその氏名）	新たな代理人に対する委任状又は建設業許可の変更届出書の写し
⑤ 建設業の許可の区分	建設業の許可通知書の写し
⑥ 営業所の新設又は廃止	建設業許可の変更届出書及び p. 5 「8 提出書類等」のうち、③営業所（主たる営業所を除く）一覧表【様式第2号】に新設する支店等について記載したもの。（支店等の廃止の場合は添付資料は不要です。）

- (2) 申請書等を提出した後に申請者が死亡、合併等により消滅し、又は事業の譲渡、会社分割等を行った時は、次のとおりとなります。

ア 参加資格が認定される前の場合

資格審査の申請は、無効となります。

イ 参加資格が認定された後の場合

(ア) 参加資格の継続を希望する場合

建設工事入札参加資格承継申請書【様式第7号】を提出してください。内容を審査の上、適當と認められれば入札参加資格が承継されます。

(イ) 参加資格の継続を希望しない場合

廃業等届出書【様式第9号】を提出してください。

第2 記入方法

1 建設工事入札参加資格審査申請書【様式第1号】

(1) 「申請区分」の欄

次の区分に従って、該当する番号を記入してください。

申請の区分	申請の内容	番号
新規	令和2・3年度の糸魚川市の建設工事入札参加資格を認められていない方が、申請をする場合 ※16	1
継続	令和2・3年度の糸魚川市の建設工事入札参加資格を認められている方が、令和4・5年度の建設工事入札参加資格を申請する場合	2
業種追加 ※17	令和4・5年度の建設工事入札参加資格を認められている方が、すでに認められている参加資格以外の業種について参加資格を申請する場合	3

※16 令和4年4月1日以降は「令和2・3年度」とあるのは、「令和4・5年度」と読み替えてください。

※17 「業種追加」の申請ができるのは、令和4年4月1日以降です。

(2) 「入札整理番号」の欄

記入不要です。(以下同じです。)

(3) 「経営事項審査申請時の建設業許可番号」の欄

建設工事入札参加資格審査申請書に添付する総合評定値通知書(写し)に表示されている建設業許可番号を記入してください。

「コード」欄は、p.26 別紙1の「国土交通大臣・都道府県知事コード表」を参考として、該当する番号を記入し、「許可番号」欄は、6桁の番号を記入してください。

(4) 「審査基準日」の欄

建設工事入札参加資格審査申請書に添付する総合評定値通知書(写し)に表示されている審査基準日を記入してください。

(5) 「商号又は名称」の欄

ア 法人事業者は、法人の種類を表わす略号を使用せずに記入してください。

《例》 「株式会社糸魚川建設」、「有限会社糸魚川組」

イ 枠が不足して書き切れない場合は、書き切れない部分を「フリガナ」欄上部余白に記入してください。

ウ 個人事業者は、本人の氏名以外の商号又は名称を使用している場合、商号又は名称を記入するとともに、その後に1文字分空けて、事業主の氏名も記入してください。

エ 「フリガナ」は、商号又は名称のかな読みを半角カタカナで記入してください。

《例》 「株式会社糸魚川建設」の場合 「トヨガワケンセツ」

「糸魚川組 糸魚川 太郎」の場合 「トヨガワガミ トヨガワ タロウ」

(6) 「代表者の役職・氏名」の欄

ア 代表者の氏名は、姓と名の間に1文字空けて記入してください。

イ 代表者の氏名のフリガナは、姓と名の間に1文字空けて半角カタカナで記入してください。(役職のフリガナは記入不要です。)

(7) 「主たる営業所」の欄

ア 「市区町村・大字コード」の欄

記入不要です。(以下同じです。)

イ 「都道府県・市区郡町村名」の欄

次の例にならって記入してください。

《例》

- ・政令指定都市の場合（県内で該当するのは新潟市のみ。その他の県内市町村は下記の「一般的な記入例」となります。）

…新潟県新潟市〇〇区、〇〇県△△市□□区、〇〇府△△市□□区

- ・一般的な記入例（上越市の〇〇区表示も含む）

…〇〇県△△市、〇〇県□□郡◇◇町、東京都〇〇市

- ・東京23区の場合………東京都〇〇区

ウ 「所在地」の欄

主たる営業所の所在地のうち、イの「都道府県・市区郡町村名」に続く所在地住所を記入してください。

このとき「丁目」、「番地」、「号」は「—（全角ハイフン）」で、数字は全角で記入してください。

また、入居するビル等の建物の名称は記入しないでください。

エ 「郵便番号」の欄

主たる営業所の所在地の郵便番号を記入してください。

オ 「電話番号」及び「FAX番号」の欄

市外局番、市内局番、番号をそれぞれ記入してください。

カ 「フリガナ」の欄

都道府県・市区群町村名及び所在地のかな読みを半角カタカナで記入してください。

キ 「電子メールアドレス」の欄

電子メールアドレスを半角で記入してください。

(8) 「新分野進出状況」の欄

日本標準産業分類で建設業以外の分野へ進出し、令和2年1月1日から令和3年12月31日までの間に、500万円以上の支出を行っている場合は「1」を、それ以外の場合は「0」を記入してください。

(9) 「障害者雇用状況」の欄

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項の規定により、障害者の雇用に関する状況を厚生労働大臣に報告する義務がある方については、法定雇用率(2.3%)を満たす数を超える数※18の障害者を雇用している場合、又、同規定による障害者の雇用に関する報告義務がない方が障害者を1人以上雇用している場合は「1」を、それ以外の場合は「0」を記入してください。

※18 《例》法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数が70人の場合

法定雇用率を満たす数は1人（70人×2.3%＝1.61人）。1人未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる）ですので、「超える数」は2人以上となります。

(10) 「男女共同参画推進状況①」の欄

新潟県のハッピー・パートナー企業の登録があり、「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項若しくは第4項に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に提出している場合は「1」を、提出した経営事項審査に係る審査基準において、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する女性技術者を雇用している場合は「2」を、前記の「1」と「2」の条件とともに該当する場合は「3」を、それ以外の場合は「0」を記入してください。

(11) 「男女共同参画推進状況②」の欄

新潟県のハッピー・パートナー企業の登録があり、「女性の職業生活における活躍の推進に

に関する法律（平成 27 年法律第 64 号」第 8 条第 1 項又は第 7 項に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に提出している場合は「1」を、提出した経営事項審査に係る審査基準日において、新潟県子育て有給休暇制度創設奨励金交付要綱別表又は新潟県妊娠・出産関連有給休暇制度創設奨励金交付要綱別表の要件を満たす有給休暇制度を整備している場合は「2」を、前記の「1」と「2」の条件とともに該当する場合は「3」を、それら以外の場合は「0」を記入してください。

(12) 「消防団協力事業所認定状況」の欄

資格審査申請日現在において、糸魚川市の消防団協力事業所表示制度に基づき、消防団協力事業所に認定されている場合は「1」を、それ以外の場合は「0」を記入してください。

(13) 「就業体験等の機会の提供状況」の欄

令和 2 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日の間に、高校生以上の生徒・学生（専門学校の生徒・学生を含む）を対象とした、就業体験（インターンシップ）又は専門の実践的な技術及び技能の習得を目指す職場実習（デュアルシステム）の受入れを糸魚川市内の営業所で行った場合は「1」を、それ以外の場合は「0」を記入してください。

(14) 「健康づくりの取組み推進状況」の欄

資格審査申請日現在において、新潟県のにいがた健康経営推進企業登録事業実施要領に基づくにいがた健康経営推進企業に登録されている場合は「1」を、それ以外の場合は「0」を記入してください。

(15) 「マイナンバーカードの取得及び交付申請の状況及び協力雇用主の登録状況」の欄

ア 令和 3 年 12 月 31 日現在において、従業者（雇用期間に定めのない常勤職員（法人の常勤役員及び個人事業主を含む。）に限る。）のうち、マイナンバーカードを取得した者と交付申請した者の合計人数の割合が 70% 以上（小数点以下切捨て）の場合（イにも該当する場合は除く）は「1」を記入してください。

イ 令和 3 年 12 月 31 日現在において、協力雇用主として新潟保護観察所に登録されている場合（アにも該当する場合は除く）は「2」を記入してください。

ウ 前記の「ア」及び「イ」とともに該当する場合は「3」を記入してください。

エ 上記のいずれにも該当しない場合は「0」を記入してください。

(16) 「若年者雇用状況」の欄

平成 30 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日の間に若年者を雇用期間の定めのない常勤職員として新たに採用し、かつ、当該者を資格審査申請日まで継続して雇用し、かつ、採用日及び資格審査申請日において当該者の勤務地が糸魚川市内の営業所である場合は、当該者の資格審査申請日現在の職種に応じて「1」又は「2」を、それ以外の場合は「0」を記入してください。

ア 当該申請日現在の職種が技術者又は技能労働者の場合：「1」

イ 当該申請日現在の職種がア以外（事務職員等）の場合：「2」

(17) 「Made in 新潟新技術普及・活用制度の登録・活用状況」の欄

ア 令和 2 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日の間に、Made in 新潟新技術普及・活用制度に新規登録した場合（活用評価も受けた場合を除く）は「1」を記入してください。

イ 令和 2 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日の間に、Made in 新潟新技術普及・活用制度の活用評価を受けた場合（新規登録もした場合を除く）は「2」を記入してください。

ウ 前記の「ア」及び「イ」とともに該当する場合は「3」を記入してください。

エ 上記のいずれにも該当しない場合は「0」を記入してください。

(18) 「入札参加を希望する建設工事の種類」の欄

入札参加を希望する建設工事について、その業種ごとの下欄に「1」を記入してください。

2 営業所（主たる営業所を除く）一覧表【様式第2号】

営業所一覧表には、糸魚川市との建設工事の請負契約の事務処理（指名通知等を含む）について、建設業法第3条第1項に規定する営業所（支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所として建設業許可申請書別紙2に記載してある営業所）に委任を行う場合※19に記入してください。（主たる営業所はここには記入しないでください。支店等に委任しない場合は、提出不要です。）

※19 委任ができる支店等は、1か所とします。

(1) 「入札整理番号」の欄

記入不要です。

(2) 「建設業の許可を受けている業種」の欄

記入する支店等が有している建設業の許可の種類について、次のとおり記入してください。

- ア 一般建設業許可を受けている建設業 「1」を記入してください。
- イ 特定建設業許可を受けている建設業 「2」を記入してください。

(3) 「営業所の名称」の欄

当該支店等の名称のみを記入してください。

《例》 株式会社新潟建設糸魚川支店の場合 「糸魚川支店」と記入してください。

(4) 「営業所の代表者の役職・氏名」の欄

代表者の氏名は、姓と名の間に1文字空けて記入してください。

(5) 「営業所の所在地」の欄

ア 「都道府県・市区町村名」の欄

記入に当たっては、建設工事入札参加資格審査申請書【様式第1号】の「主たる営業所」の「都道府県・市区町村名」の欄の記入方法にならって、都道府県・市区町村名を記入してください。

イ 「所在地」の欄

記入に当たっては、建設工事入札参加資格審査申請書【様式第1号】の「主たる営業所」の「所在地」の欄の記入方法にならって、その支店等の所在地を記入してください。

ウ 「市区町村・大字コード」の欄

記入不要です。

(6) 「連絡方法」の欄

ア 「郵便番号」の欄

記入に当たっては、建設工事入札参加資格審査申請書【様式第1号】の「主たる営業所」の「郵便番号」の欄の記入方法にならって、その支店等の郵便番号を記入してください。

イ 「電話番号」及び「FAX番号」の欄

記入に当たっては建設工事入札参加資格審査申請書【様式第1号】の「主たる営業所」の「電話番号」及び「FAX番号」の欄の記入方法にならって、その支店等の電話番号及びFAX番号を記入してください。

ウ 「電子メールアドレス」の欄

電子メールアドレスを半角で記入してください。

3 技術職員数等に関する書類【様式第3号】

この様式は、入札参加資格審査申請の際に添付する経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の審査基準日における状況で、必要な事項を記入してください。

記入に当たって、該当がない場合は、「0人」は記入せず、空欄としてください。

(1) 「入札整理番号」の欄

記入不要です。

(2) 土木一式、建築一式、電気、管、舗装工事の技術職員数

ア 「補正」の欄

経営事項審査に係る技術職員の該当する業種について総合評定通知書の技術職員数のまでよい場合は「0」（補正なし）で、技術職員数の補正を希望する場合は「1」（補正あり）※20で記入してください。

イ 「総合評定値通知書の技術職員数」の欄

総合評定通知書に記載されている技術職員数について転記してください。ただし、申請しない業種については、転記しないでください。

ウ 「補正後技術職員数」の欄

「補正」の欄で「1」を記入した場合のみ記入してください。この場合に一人の技術職員が2以上の資格を有する場合、その資格ごとに、それぞれ1人として計上してください。

※20

※20 「1」（補正あり）と記載した業種（「土木」「建築」「電気」「管」及び「舗装」）の級別の記載人数は、技術職員数一覧【様式第5号】で対応する業種の「市での対応する級区分」の級別の合計人数と一致していることが必要です。

(3) 「1級舗装施工管理技術者数」の欄

1級舗装施工管理技術者の資格を有する技術者の人数を記入してください。

(4) 「労働福祉の状況」の欄

ア 「建退共等加入の有無」の欄

「中小企業退職金共済制度」、「建設業退職金共済制度」又は「特定退職金共済制度」のいずれかに加入している方は「1」（加入あり）を、いずれにも加入していない方は「0」（加入なし）を記入してください。

イ 「建災防協会加入の有無」の欄

建設業災害防止協会に加入している方は「1」（加入あり）を、加入していない方は「0」（加入なし）を記入してください。

4 舗装機械の所有状況に関する書類【様式第4号】 ※「舗装」申請者のみ

舗装工事の入札参加を希望し、かつ、資格審査申請日現在において舗装機械（アスファルトフィニッシャー）を所有（又は所有に準じる状況）している方は、当該申請日の状況で次のとおり記入してください。

(1) 「入札整理番号」の欄

記入不要です。

(2) 「申請者（商号又は名称）の欄

新規・継続ともに商号又は名称を記入してください。

(3) 「営業所番号」の欄

本店は「00」と記入してください。

支店は「01」と記入してください。

(4) 「舗装機械の保有台数」の欄

本店又は支店における舗装機械（アスファルトフィニッシャー）の所有台数を記入してください。

(5) 「舗装機械の種類」の欄

コード欄に該当する機械コードを記入してください。

該当するコードが無い場合は、4（その他）を記入の上、その内容を記入してください。

(6) 「製造番号」の欄

所有する機械の製造番号を記入してください。

(7) 「所有・所有に準じる状況の別」の欄

コード欄に該当するコードを記入してください。

(8) 「所有（保管）場所」の欄

ア 市内業者又は市外業者が糸魚川市内に保管している場合は、市区町村コードに「216」を記入してください。

イ 市外業者が市外で保管している場合は、市区町村コードに「900」と記入してください。

ウ 大字コードは記入不要です。

(9) 「所有等の開始時期」の欄

所有等を開始した年月を記入してください。

年号欄は、コードで記入してください。

(10) 「所有等の終了予定時期」の欄

上記(7)の「所有・所有に準じる状況」の欄に「1：所有」を記入した場合はその減価償却終了予定年月を、「2：リース」～「5：その他」を記入した場合はその終了予定年月を記入してください。

5 技術職員数一覧【様式第5号】

技術職員数等に関する書類【様式第3号】の補正欄に「1」(補正あり)を記入した場合のみ、次のとおり記入してください。補正しない場合は提出不要です。

(1) 「入札整理番号」の欄

記入不要です。

(2) 「「土木」技術職員数」～「「舗装」技術職員数」の欄

資格名の欄に掲げる資格を有する技術職員の人数※21を記入してください。

※21 技術職員の人数をカウントする場合は、以下の考え方により行ってください。

1人の技術職員が2以上の資格を有する場合、その資格ごとにそれぞれ1人としてカウントしますが、記入の対象となる技術職員及び資格は、経営事項審査の申請を行った時の「技術職員名簿」に記載された職員及びその時点で保有している資格に限ります。それ以降の職員の追加及び資格の取得等の変動は認められないことに注意してください。

また、経営事項審査において「その他」又は「監理補佐」に区分される技術職員が、市の取り扱いでは「2級」に区分されるものがあることに注意してください。

業種（「土木」「建築」「電気」「管」及び「舗装」）別の「市での対応する級区分」の級別の合計人数は、「技術職員数等に関する書類【様式第3号】」の対応する業種の「補正後技術職員数」欄の級別の記載人数と一致していることが必要です。

ア 技術職員の資格のカウント方法

(ア) 1つの業種内で、1級相当及び2級相当の複数の資格を持つ職員は、1級相当の資格でカウントする。

《例1》 ある職員が「1級土木施工管理技士」と「2級土木施工管理技士（土木）」を持っている場合

→ 「土木」で「1級土木施工管理技士」の資格を1とカウントし、「土木」の資格者証としては「1級土木施工管理技士」の写しのみを提出する。両方の資格でカウントすることはできない。

《例2》 ある職員が「1級管工事施工管理技士」と「給水装置工事主任技術者」を持っている場合

→ 「管」で「1級管工事施工管理技士」の資格を1とカウントし、「管」の資格者証としては「1級管工事施工管理技士」の写しのみを提出する。両方の資格でカウントすることはできない。

(イ) 1つの業種内で、同等（1級相当同士、2級相当同士）の複数の資格を持つ職員は、カウントする資格は1つまでとする。

《例》 ある職員が「1級建築施工管理技士」と「1級建築士」を持っている場合

→ 「建築」で「1級建築施工管理技士」又は「1級建築士」のいずれかの資格で1とカウントし、「建築」の資格者証としては、カウントする資格の資格者証の写しのみを提出する。両方の資格でカウントすることはできない。

(ウ) 複数の業種に該当する資格を持っている職員は、全ての業種においてカウントでき、カウントできる業種の数に制限はない。

《例》 ある職員が「2級土木施工管理技士（土木）」と「2級管工事施工管理技士」を持ってい る場合

→ 「土木」・「舗装」で、「2級土木施工管理技士（土木）」の資格をそれぞれ1とカウントし、「管」で、「2級管工事施工管理技士」の資格を1とカウントする。

また「土木」・「舗装」の資格者証としては、両方に「2級土木施工管理技士（土木）」の資格者証の写しを提出し、「管」の資格者証としては「2級管工事施工管理技士」の写しを提出する。

イ 技術職員の資格のカウント方法のまとめ

(7) 業種ごとに、資格を持った職員がカウントできるのは1つの資格まで。

イ 1級相当と2級相当の資格を持っている場合、1級相当の資格でカウントする。

ロ 同等（1級相当同士、2級相当同士）の資格を持っている場合、どの資格でカウントしてもよい。なお、同等であれば選んだ資格による結果の差異はない（例えば、技術士法に基づく資格を選んだ方が有利ということはない。）

ハ 資格者証等の写しはカウントする資格についてのみ提出する。

(イ) 資格をもった職員がカウントできる業種の数に制限はない。

イ 該当する資格があれば、1人の職員が「土木」、「建築」、「電気」、「管」、「舗装」の全てでカウント可能。

ロ 資格者証等の写しは、同一の資格であっても業種ごとに提出する。

《例》 ある職員が、以下の複数の資格を持っている場合

「土木」：「建設・総合技術監理（建設）」、「1級土木施工管理技士」、「2級土木施工管理技士（土木）」

「建築」：「2級建築施工管理技士（建築）」

「電気」：「建設・総合技術監理（建設）」、「建築設備士」

「管」：「建築設備士」

「舗装」：「建設・総合技術監理（建設）」、「1級土木施工管理技士」、「2級土木施工管理技士（土木）」、「1級舗装施工管理技術者」

→ カウント例としては以下のとおり

「土木」：「建設・総合技術監理（建設）」で1カウント。

資格者証としては、「建設・総合技術監理（建設）」の写しのみを提出。

「建築」：「2級建築施工管理技士（建築）」で1カウント。

資格者証としては、「2級建築施工管理技士（建築）」の写しのみを提出。

「電気」：「建設・総合技術監理（建設）」で1カウント。

資格者証としては、「建設・総合技術監理（建設）」の写しのみを提出。

「管」：「建築設備士」で1カウント。

資格者証等としては、「建築設備士」の写し及び実務経験証明書を提出。

「舗装」：「建設・総合技術監理（建設）」、「1級舗装施工管理技術者」両方で1カウント。

資格者証としては「建設・総合技術監理（建設）」、「1級舗装施工管理技術者」両方の写しを提出。

※資格をカウントする際は、次項の表を参考にしてください。

【凡例】

◎ → 1級 □ → 監理補佐
 ○ → 2級 △ → その他

コード	技術職員区分			資格区分 [資格取得後に必要な実務経験年数]	建設業の種類				
	1級	2級	その他		土	建	電	管	舗
建設業法	111	○		1級建設機械施工技士	◎				◎
	005		○	1級建設機械施工技士補	□				□
	212		○	2級建設機械施工技士 (第1種～第6種)	○				○
	113	○		1級土木施工管理技士	◎				◎
	005		○	1級土木施工管理技士補	□				□
	214		○	2級土木施工管理技士 (土木)	○				○
	120	○		1級建築施工管理技士	◎				
	005		○	1級建築施工管理技士補	□				
	221		○	2級建築施工管理技士 (建築)	○				
	127	○		1級電気工事施工管理技士	◎				
	005		○	1級電気工事施工管理技士補	□				
	228		○	2級電気工事施工管理技士	○				
	129	○		1級管工事施工管理技士	◎				
	005		○	1級管工事施工管理技士補	□				
	230		○	2級管工事施工管理技士	○				
建築士法	137	○		1級建築士	◎				
	238		○	2級建築士	○				
技術士法	141	○		建設・総合技術監理(建設)	◎	◎	◎		
	142	○		建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)	◎	◎	◎		
	143	○		農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	◎				
	144	○		電気電子・総合技術監理(電気電子)	◎				
	146	○		機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)	◎				
	147	○		上下水道・総合技術監理(上下水道)	◎				
	148	○		上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)	◎				
	149	○		水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	◎				
	151	○		森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	◎				
	152	○		衛生工学・総合技術監理(衛生工学)	◎				
	153	○		衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)	◎				
	154	○		衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)	◎				
電気工事士法	155		○	第1種電気工事士	○				
	256		○	第2種電気工事士 [3年]	△				
電気事業法	258		○	電気主任技術者(第1種～第3種) [5年]	△				
水道法	265		○	給水装置工事主任技術者 [1年]	△				
職業能力開発促進法(※)	174	○		冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(1級)	○				
	274		○	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(2級) [3年]	△				
	175	○		給排水衛生設備配管(1級)	○				
	275		○	給排水衛生設備配管(2級) [3年]	△				
	176	○		配管・配管工(1級)	○				
	276		○	配管・配管工(2級) [3年]	△				
	170	○		建築板金「ダクト板金作業」(1級)	○				
	270		○	建築板金「ダクト板金作業」(2級) [3年]	△				

(※)職業能力開発促進法の規定に係る2級の技術検定の合格後に必要な実務経験年数は、平成15年度以前の合格者は1年

コード	技術職員区分			資格区分 [資格取得後に必要な実務経験年数]	建設業の種類				
	1級	2級	その他		土	建	電	管	舗
062		○	建築設備士 [1年]			△	△		
063		○	計装 [1年]			△	△		

6 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書【様式第6号】

この様式は、糸魚川市建設工事入札参加資格審査規程第2条第1項第5号アからキまでのい
ずれにも該当しないことを誓約する書面で、誓約事項を確認するために市が必要と判断した場
合は、建設工事入札参加資格審査申請書及び添付書類に記載した情報を糸魚川警察署へ提出し、
照会することに対する同意書を兼ねています。

内容を確認のうえ、住所、氏名又は名称、代表者名を記入してください。

別紙1 国土交通大臣・都道府県知事コード表

00 国土交通大臣	10 群馬県知事	20 長野県知事	30 和歌山県知事	40 福岡県知事
01 北海道知事	11 埼玉県知事	21 岐阜県知事	31 鳥取県知事	41 佐賀県知事
02 青森県知事	12 千葉県知事	22 静岡県知事	32 島根県知事	42 長崎県知事
03 岩手県知事	13 東京都知事	23 愛知県知事	33 岡山県知事	43 熊本県知事
04 宮城県知事	14 神奈川県知事	24 三重県知事	34 広島県知事	44 大分県知事
05 秋田県知事	15 新潟県知事	25 滋賀県知事	35 山口県知事	45 宮崎県知事
06 山形県知事	16 富山県知事	26 京都府知事	36 徳島県知事	46 鹿児島県知事
07 福島県知事	17 石川県知事	27 大阪府知事	37 香川県知事	47 沖縄県知事
08 茨城県知事	18 福井県知事	28 兵庫県知事	38 愛媛県知事	
09 栃木県知事	19 山梨県知事	29 奈良県知事	39 高知県知事	

別紙2 業種区分コード表

建設工事の種類	建設業の種類	略号	コード
土木一式工事	土木工事業	(土)	01
建築一式工事	建築工事業	(建)	02
大工工事	大工工事業	(大)	03
左官工事	左官工事業	(左)	04
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	(と)	05
石工事	石工事業	(石)	06
屋根工事	屋根工事業	(屋)	07
電気工事	電気工事業	(電)	08
管工事	管工事業	(管)	09
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	(タ)	10
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	(鋼)	11
鉄筋工事	鉄筋工事業	(筋)	12
ほ装工事	ほ装工事業	(ほ)	13
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	(しゅ)	14
板金工事	板金工事業	(板)	15
ガラス工事	ガラス工事業	(ガ)	16
塗装工事	塗装工事業	(塗)	17
防水工事	防水工事業	(防)	18
内装仕上工事	内装仕上工事業	(内)	19
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	(機)	20
熱絶縁工事	熱絶縁工事業	(絶)	21
電気通信工事	電気通信工事業	(通)	22
造園工事	造園工事業	(園)	23
さく井工事	さく井工事業	(井)	24
建具工事	建具工事業	(具)	25
水道施設工事	水道施設工事業	(水)	26
消防施設工事	消防施設工事業	(消)	27
清掃施設工事	清掃施設工事業	(清)	28
法面処理工事	とび・土工工事業	(法)	29
解体工事	解体工事業	(解)	30